

予算決算常任委員会（令和４年度決算審査）会議録

令和５年９月１５日（金曜日）

午前１０時３７分開議

午前１０時５３分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

決算審査の運営について

付託案件の審査について（議案第８１号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第８２号 士別市ふどうテニスコート条例の制定について、議案第８３号 士別市水道事業及び下水道事業の手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）

閉議宣告

出席委員（１２名）

委員長	喜多武彦君	副委員長	佐藤正君
委員	石川陽介君	委員	大西陽君
委員	奥山かおり君	委員	加納由美子君
委員	真保誠君	委員	谷守君
委員	中山義隆君	委員	西川剛君
委員	湊祐介君	委員	村上緑一君
議長	山居忠彰君	委員外議員	十河剛志君

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	大橋雅民君	財政課長	佐藤寛之君
財政係主査	小松大悟君		

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局総務課長	岡崎忠幸君
--------	-------	-----------	-------

議 会 事 務 局
總 務 課 主 査

中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局
總 務 課 主 任 主 事

齊 藤 太 成 君

(午前10時37分開議)

○委員長(喜多武彦君) ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。これより会議を開きます。

○委員長(喜多武彦君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

中山義隆委員、西川 剛委員を指名いたします。

○委員長(喜多武彦君) それでは、配信してあります議案に従って会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

令和4年度決算審査の運営についてを議題といたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和4年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和4年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの8案件であります。

最初に、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。

付託案件に対する審査は、10月25日から27日までの3日間の日程で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(喜多武彦君) 御異議なしと認めます。

よって、審査日程については、そのように決定いたしました。

なお、質疑をされる委員につきましては、10月4日正午までに通告書の提出をお願いいたします。

また、さきの本会議で本委員会に委任された決算関係書類及び計算書の検査についてであります。検査されたい委員は申出書を事務局に提出をお願いいたします。

さらに、議会基本条例に基づく委員間討議の御意向がある場合につきましては、事前に委員長に通知されるようお願いいたします。

次に、資料の提出要求についてお諮りいたします。

委員が質疑の中で請求される資料につきましては、本委員会の決定により、予算決算常任委員会が資料として要求することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(喜多武彦君) 御異議なしと認めます。

よって、資料の提出要求については、そのように決定いたしました。

なお、資料の要求につきましては、必要性、内容及び種類等に十分配慮していただき、10月13日までに要求書の提出をお願いいたします。

決算審査の関係は、以上になります。

○委員長（喜多武彦君） 次に、付託案件、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、士別市ふどうテニスコート条例の制定について及び士別市水道事業及び下水道事業の手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審査を行います。

先ほどの本会議において、この3議案は予算決算常任委員会に付託をされ、閉会中継続審査とすることで決定いたしました。

本日は、担当者から内容について説明を受けたいと思います。佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） それでは、私のほうから使用料・手数料の見直しの概要について御説明させていただきます。

まず、議案第81・82・83号関係資料に沿って説明をさせていただき、その後、詳細につきましては小松主査のほうから御説明させていただきたいと思います。

今回の使用料・手数料の見直しにつきましては、1ページ目になりますけれども、目的等には変更はありません。前回の見直し、令和元年度から4年を経過しますことから、使用料・手数料の見直しに関する基本方針を踏まえました4年ごとの見直しということ、これがまず1つ。

それと、前回からの変更点としましては、2ページ目の（3）改定率の限度額において、金銭授受の効率性を考慮し、必要に応じて調整できるようにしたと。このことの2点が今回の見直しのポイントということになります。

次に、資料の3ページになります。

（5）改定の実施時期についてであります。令和6年4月1日からということと考えてございます。

続きまして、3番の見直しの内容についてであります。

まず、（1）使用料につきましては、検討の対象となった施設、これは50施設ございました。その中で今回増額改定となりましたのは、総合体育館、朝日農業者トレーニングセンターなど24施設、それから、一方で減額改定となったものにつきましては、勤労者センター、温根別多目的研修集会施設など4施設となっております。このほか、新規にふどうテニスコートなど3施設で使用料を設定することといたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

手数料についてでございますが、こちらにつきましては、検討対象となりました項目としまして45項目ございました。そのうち、し尿処理手数料など6項目、これを増額改定とさせていただきます。

それから、（3）改定による影響額、これにつきましては前年と同じ人数があった場合ということで、単純計算になりますけれども、使用料で約655万6,000円、手数料で84万7,000円、合計で740万3,000円ということで、これにつきましては燃料、物価高騰、それから人件費の増加など、こういったものの影響を受けまして、前回に比べますと高額の影響額ということになったところでございます。

見直しの概要につきましては以上です。

○委員長（喜多武彦君） 小松財政課財政係主査。

○財政課財政係主査（小松大悟君） それでは、私からは具体的に改定した項目について御説明させていただきます。

初めに、資料7ページ、使用料の占用利用など原価算定を行ったものとなります。

体育館の占用使用料については、4年前にも改定している総合体育館と朝日農業者トレーニングセンターに加え、勤労者センター、スポーツ交流館についても原価算定との乖離が大きい
ため、引上げを実施するものです。

続いて、ホール・貸館についてですが、多くの施設において各部屋の乖離率が生じているものの、施設全体の平均乖離率が20%未満となっているため、その施設において均衡が取れているものとして改定を実施していません。

続いて、改定対象となるのは、9ページ、地域集会施設となります。温根別多目的研修集会施設は4年前にも改定しており、原価算定を行った結果、段階的に使用料を引下げします。

続きまして、資料11ページ、原価算定によらない使用料の見直しについてです。

なお、今回の見直しにより新規に設定する使用料については、最後にまとめて御説明させていただきます。

まず、スポーツ施設についてです。

総合体育館の定期券、ふどう野球場、陸上競技場、学校開放の体育館について、他市の状況を踏まえ見直すものでありますが、朝日農業者トレーニングセンター、勤労者センターについても総合体育館の使用料を基に設定しておりますので、併せて定期券の改定を行います。

次に、スキー場リフト券についてですが、16ページ、別表1を御覧ください。

他市の状況や物価高騰を踏まえ、日向スキー場、あさひスキー場ともに引上げ改定となりますが、日向スキー場の高校生以上の料金において新規に市民割引料金を設定します。

次に、資料は11ページに戻ります。

各施設の夜間照明使用料について、電気代の高騰に伴い改定を実施します。農産加工施設2施設、大和牧場の市外利用料金、羊と雲の丘観光施設2施設については、他市の状況を踏まえ引上げ改定を実施します。

次に、宿泊料についてです。資料17ページ、別表2を御覧ください。

翠月、和が舎、朝日山村研修施設について、人件費や物件費などの施設の維持管理等に要する経費が増加していることを考慮し料金を見直します。

なお、実際に適用される料金については、この使用料を限度として、指定管理者の裁量により利用料金を設定するもので、市の承認を受けて決定することになります。

次に、入浴料についてです。資料18ページ、別表3を御覧ください。

ぷらっとと和が舎については公衆浴場に該当はしませんが、燃料費が高騰していることを考慮し北海道の公衆浴場入浴料金の統制額を参考に料金を改定します。翠月、日向温泉について

も、燃料費が高騰している影響や他市の状況を考慮し料金を改定します。

なお、ふらっと以外の施設については指定管理者制度を導入しているため、料金は指定管理者がこの使用料を限度として設定することとなります。

次に、資料13ページに戻ります。高齢者生活福祉センターの共通管理費についてです。

他市の共通管理経費の考え方についてはばらつきはあるものの、乖離が大きいため、引上げ改定を実施します。

次に、岩尾内湖神社山水道です。

これは、岩尾内湖白樺キャンプ場などの神社山周辺施設での使用を目的に設置した簡易水道施設による水道水をキャンプ場西側にある民間事業者等が所有する4棟のロッジで使用した際の料金で、平成28年以降の利用実績はありませんが、現行の水道料金を参考に料金を改定するものです。

続きまして、14ページ、手数料の見直し結果です。

固定資産課税台帳記載事項、家屋滅失についての証明等ですが、原価算定を行った結果、他の交付手数料と同等であるため、引上げ改定を行います。

次に、廃棄物処理等手数料のし尿処理手数料についてです。

し尿処理手数料は、原価算定をした結果、現行料金と大きな乖離があったため、受益者負担の原則を踏まえ引上げ改定としますが、家庭系については、市民の急激な負担増を考慮し、本来30%となる上限改定率ではなく、事業系の改定率に合わせた見直しとします。

次に、市立病院（診療所）関係文書料ですが、特殊診断書のうち複雑なもの、死亡診断書について、原価算定の結果に基づく引上げ改定とし、死産証明書、出生証明書の手数を削除します。

最後に、今回の見直しにより新規に設定する使用料について御説明させていただきます。

資料19ページ、新規に設定する使用料の解説を御覧ください。

初めに、ふどうテニスコート使用料についてです。

本市では、競技に関する設備等を整備しているスポーツ施設に対して使用料を設けていますが、ふどうテニスコートについては使用料の設定がなかったため、本市屋外スポーツ施設や他市町の利用料を参考に、新たに使用料を設定します。参考として他市の料金を掲載していますが、料金は1面当たりの料金となっています。

次に、資料20ページ、岩尾内湖白樺キャンプ場のサイト使用料となります。

現在は、バンガロー、衣類乾燥機、コインランドリー、シャワーの使用料のみを徴収していますが、他市の状況を踏まえ、キャンプサイトの使用料を1泊1張500円として新規に設定します。

次に、資料21ページ、庁舎敷地内での一部の営業行為に対する使用料についてです。

キッチンカーなどによる屋外の営業行為については、行政財産の目的外使用に当たるため、公有財産管理規則に基づき貸付料を徴収することとし、貸付料の最低料金を都市公園条例や道

路占用料徴収条例の占用単価を参考に、現行の100円から600円に改定するものです。

最後に、上下水道事業における手数料の見直しについて御説明させていただきます。

別添資料、上下水道事業の使用料・手数料の見直しの概要を御覧ください。

給水装置工事検査手数料については、他市の状況を参考に、工事検査手数料と設計審査手数料の区分を設けることとし、事務に係る労力を勘案の上、工事検査手数料についてはメーター1個につき5,000円、設計審査手数料は1件5,000円に改定します。

排水設備工事検査手数料は、道内他市の半分以上が徴収していないことから、下水道設備に係る市民負担の在り方を見直し、制度を廃止するものです。

以上で、見直しの概要について説明を終わります。

○委員長（喜多武彦君） ただいま担当から説明がありましたが、この案件につきましては引き続き審査を行っていきますので、よろしく願いいたします。

以上で、付託案件の審査についてを終了したいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 次に、その他ということで委員の皆さんから何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） ないようなので、本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

御苦労さまでした。

（午前10時53分閉議）